

令和 8 年

区民委員会会議録

と き 令和8年2月24日

品川区議会

令和8年 品川区議会区民委員会

日 時 令和8年2月24日(火) 午前10時00分～午前10時57分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員	委員長 西村直子	副委員長 藤原正則
	委員 こしば新	委員 おぎのあやか
	委員 この孝子	委員 せらく真央
	委員 高橋伸明	

出席説明員	川島地域振興部長	平原地域活動課長
	澤邊生活安全担当課長	今井八潮まちづくり担当課長 (しながわ生活応援担当課長兼務)
	築山戸籍住民課長	小林地域産業振興課長
	栗原創業・スタートアップ支援 担当課長	辻文化観光スポーツ振興部長
	大森文化観光戦略課長	守屋スポーツ推進課長

○午前10時00分開会

○西村委員長

ただいまより、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 請願・陳情審査

令和8年陳情第9号 インボイス制度による事業者への影響の実態調査を品川区独自で行う陳情

○西村委員長

初めに、予定表1、請願・陳情審査を行います。

令和8年陳情第9号、インボイス制度による事業者への影響の実態調査を品川区独自で行う陳情を議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○西村委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

本件について、過去の類似請願でのご説明の繰り返しになる点がありますが、ご説明申し上げます。

まず、インボイス制度の実態調査実施に当たり、品川区を含む各自自治体において、インボイス事業者の登録情報ですとか、課税・免税の状況などを把握する仕組みが取られておりません。国と情報を共有する制度にもなっていないところで、一義的に国が管理するものとなっております。とりわけ本陳情で求められている個人事業主、いわゆるフリーランスの方の情報は、区で持ち合わせていないことから、プッシュ型の調査については困難でございます。

次に、国が事業者向けに調査を実施した結果の公表時期については、区では把握していないところでございますが、そろそろ公開になるのではないかと見込んでおりますので、まずはその結果を分析したいと考えております。また、国や都では既にインボイス制度に関する各種支援策を実施しておりますが、国においては今年9月末で終了する2割特例についても、2年間に限り3割にするという措置を講じているところです。区としては、それらを踏まえた国や都の動向、それから近隣他区等の状況を把握、注視してまいりたいと考えております。

最後に、区ではこれまでも、本陳情に関わらず、融資あっ旋、経営相談、各種セミナー等で事業者の声を聴きながら、区内事業者の支援を実施してきたところです。これまでの請願・陳情はきちんと認識しており、今後においてもこれらの施策を実施しつつ、インボイスでお困りの方がいらっしゃるということを念頭に置きながら、区が持つツール、いわゆる景況調査、経営相談窓口、創業支援施設、オンライン相談などの媒体をフル活用し、丁寧に事業者の声を聴き取り、現状把握に努めてまいります。また、区がリーチできない個人事業主の方におかれましても、区とコンタクトが取れるよう、様々な相談方法があるということの周知に努めてまいります。

まとめとしまして、これまでの区の方針と変更はございませんが、引き続き、事業者支援でできるこ

とを丁寧に実施してまいります。

○西村委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等ございましたらご発言願います。

○おぎの委員

中小企業庁が国として調査を今、やり直しといいますか、前回ひどい調査だったので、今回2度目に仕切り直しの調査になっていると思いますが、どちらが今請け負っていらっしゃるのでしょうか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

今回の調査については、東京商工リサーチが受託したと報道で把握しております。

○おぎの委員

そうしますと、東京商工リサーチは区がリーチできない情報をお持ちで、区内事業者でも、区がつかないところの声は幅広く拾えている感じなのでしょうか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

国の調査ですので、細かい手法については、区で関知していないところでございます。ただ、国は個人事業主ですとか、法人ですとか、課税情報、免税情報を持ち合わせているので、受託事業者とどのように連携を取っているかというのは、そこについては何とも言えないところでございます。

○おぎの委員

やり直しということですので、前回は踏まえて今回はきちんとやっていただけるのかなという期待はしている部分があります。そろそろ公開ということで、9月に2割特例が切れますので、それも踏まえて、それまでに間に合うように公開されるのかなと思うのですが、9月から2割から3割に変わって、事業者は実際、負担が増えてしまうと思うのですけれども、区としては何か今後の方針などというのはあるのでしょうか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

現状のところでは、区が今やっている施策を、より丁寧にやっていくということを引き続き考えているところでございます。あとそれ以外に、国や都が引き続きいろいろな施策を出してきていますので、そちらの利用状況ですとか、それを事業者の方に案内するとか、そういったことは丁寧にやっていきたいと思っております。

○おぎの委員

全体の情報は区としては取れない以上は、区でできることというのは限りがあるのかなとは思いますが、つながれば、相談に乗ったり、伴走したりはされているという話は聞いていますので、より幅広い事業者につながるように広報していただいて、景況調査等も含めて、また負担が増える時期になるので、何らかの対策等もまた考えていただけたらと思います。

○西村委員長

ほかにいかがでしょうか。

○こしば委員

前回、昨年秋に同じような趣旨の請願審査がありまして、その際に課長の説明で、12月に創業支援センターで個人事業主等に向けたインボイスの説明会を行うというところを聞いておりまして、その振り返り、参加者の特性だとか、人数だとか、反応など、分かる範囲で教えていただければと思います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

12月にSHIPで、「今だから考えるデジタルインボイスの利活用」というテーマでセミナーを行

わせていただきました。こちらは、5名の方が参加されまして、個人事業主でもう創業している方と、これから創業を考えている方が参加されました。

SHIPで行うセミナー全般として、AIですとか、営業に関することというのは割と集客がしやすく、こういったインボイスですとか、オフィスに関することというのはなかなか集客に苦労するところではあるのですが、そういったところで、このセミナーについても集客には苦労したといったところではありましたが、お越しいただいた方からは、こういったことを知れたといったアンケートの回答はあったところがございますので、こういうセミナーを引き続きやっていく際には、より広報、周知を努めてまいりたいと考えております。

○こしば委員

その際に、インボイス制度そのものについて、問合せだとか、意見とか、そういったものは出てこなかったという認識でよろしいですか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

インボイス制度そのものに関するご意見だとかお問合せというのは、なかったと聞いております。

○西村委員長

ほかにご質疑はよろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和8年陳情第9号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

○こしば委員

結論を出すでお願いします。

先ほどの課長の答弁にもありましたけれども、昨年の12月にインボイスの説明会を行ったときに、人数が5人程度であったということと、これはあくまでも制度そのものというよりも、制度をいかに運用していくのか、運用しやすくしていくのかというのが多分、軸になっていた説明会であったと思うのですが、それでも参加された方の中からは、インボイス制度そのものの話というのは実際出てこなかったということがございます。

そういったことも踏まえまして、これまでも私のほうで意見表明のときに話をさせていただいたとおりなのですが、基本的な情報は国でも多分、つかむことはなかなか難しいところでもあるかなと思います。個人事業主も、必ずしも登記をしなければいけないというわけではありませんので。そういう意味では、区でその実態を把握するというのは、かなり偏りが出てくるのもありますし、その偏りによって、間違ったメッセージを発信するのはいかがなものかと思えます。

そういったことも踏まえまして、今回の陳情に関しては、願意に沿い難く、不採択とさせていただきたいと思えます。

○おぎの委員

本日決めるで、会派としての結論は、不採択です。

未来会派は、区が情報を持っていない以上、公平な調査はできないのではないかとという点と、今回、国がそろそろ調査の結果を公開するので、まずはそれを見て決めてもいいのではないかとという意見から、会派としてはこの陳情に関しては、不採択という結論が出ております。

ただ、個人的には、今回選挙で区内あちこちを回りましたが、インボイスを早くやめてほしいという声は結構あったのです。お店の中からお父さんが出てきたりとかして、あれはどうなっているのかとか、いろいろ聞かれることがありまして、本当に困っている個人商店の方もいらっしゃるのかなという肌感覚があります。国の制度ですので、制度自体を区でというのはなかなか難しいと思うのですが、国の調査も、きちんと実態を知るためにやっていると思いますので、今回結果を見て、国も政策として何らかやっていたらいいですし、2割から3割に特例割合が変わってしまうので、区でもできること、何か支援などを考えていただければと思います。

○こんの委員

本日結論を出すでお願いしたいと思います。

11月にも同じような請願が出ていたといったところで伺っております。確かに今、国で調査をしているのがこれから公表されるといったところで、細かい点はなかなか国でも難しいというところは想像はするのですが、でも一つの指標として、国の公表は参考になるのではないかと思いますので、ぜひ品川区として、なかなか調査のデータ等々で個別に当たっていくことが難しいといったところの状況から見ると、まずは国の調査を指標として、今後の起こり得る影響などをしっかり品川区として国の公表の中から酌み取っていただいて、できる支援など、対策などを考えていっていただきたいと思います。

先ほどこしば委員から質問があった、12月にインボイスのフリーランスの方々に向けたセミナーがありましたというご説明をいただいて、そうした個別にというか、フリーランスの方や個人事業主の方に向けたインボイスに対してのセミナーというのは、大変よい取組だと思いますので、ぜひそのセミナーの後に、個別の相談会というものもきちんと設けて、個別でどんな課題を持っているのか、私にとってはこの制度はどのように思っているのか、どうしたらいいのかという個別相談会みたいなものも併せてしていくことによって、より一層細かい実態がつかめてくるのではないかと想像します。

実態調査といえども、個別でどうなっているのかというのは、そうしたセミナー等々、あるいは平常時の業務の中で相談に来られる方々の相談にこれからも寄り添っていただきながら、個別のそうした案件からどういう対策、対応を取ったらいいのかというのを考えていくことで、より実態をつかめるのではないかと考えます。ですので、陳情にもありますけれども、インボイス制度そのものの賛否以前に、品川区は品川区のインボイス制度の影響について調査を行うべきである、まさに賛否の以前に、どんなことで困っていらっしゃるのか、どんなことを思っているのかというのは、今申し上げたように個別の案件、個別の相談、セミナーの中で拾っていくということが、より確実ではないかと考えます。

ですので、不採択でお願いいたします。

○せらく委員

本日結論を出すでお願いしたいと思います。

これまでも同じような趣旨の請願・陳情をいただいております。インボイス制度によって多くの個人事業主、事業者が不安や負担を抱えている現状については、これまでの議会審議を通じて問題意識を共有してきたと思います。そのため、維新としては、区としてできる支援や実態把握は行うべきという立場から、過去にはこの請願・陳情に賛成してきた経緯があります。

ただ、その後、区においては、景況調査でしたり、事業者ヒアリングでしたり、先ほどの話にもありましたセミナーの開催など、相談体制の強化が具体的な取組として、一定前進が図られてきました。限られた行政資源の中で、可能な対応が進められていて、取組は着実な実行を促すような段階にあると考えます。

区内事業者支援は、既存の産業振興施策や相談体制の充実を通じて、継続的に取り組むべき課題だと考えます。今後も必要に応じて改善は求めていくと思いますが、現時点において改めて独自調査を求め今回の陳情については、維新としては不採択と判断いたします。

○高橋（伸）委員

本日結論を出すでお願いします。

先ほど課長からも説明があったとおり、今、国がまとめているという中で、この結果を分析した後にこういったことをやるというのはいいと思うのですが、現段階では、調査を国がやっているところだから、何も区としてはできないというのはすごく分かります。

あと、支援策というところは、いろいろやっていただいているのは私も理解しているので、陳情者の陳情の要旨の中に、クリエイティブ産業、IT関連、個人請負型職人、個人商店等々いろいろありますが、私が知る限りだと、個人の請負の職人はいろいろな税務関係の団体に行って相談をしたりとか、私の理解ではやって、いろいろその事業者も対策を講じていると思っているので、ここに記載があるように、全ての人といっても職人はこの中には入らないのかなと私は考えております。

なので、やはりこれは今、結果を分析してからいろいろ検討していただきたいということで、不採択でお願いします。

○西村委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのことご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、簡易採決により採決を行います。

それでは、令和8年陳情第9号、インボイス制度による事業者への影響の実態調査を品川区独自で行う陳情についてお諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 専決処分 of 報告について（報告第1号）

○西村委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)専決処分 of 報告について（報告第1号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○平原地域活動課長

それでは、報告第1号、損害賠償額の決定についてご報告させていただきたいと思います。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、庁有車運転中に起きた

車両への接触事故に伴う損害賠償額の決定について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へ報告させていただくものでございます。

本件事故の概要でございます。令和7年6月5日、地域振興部地域活動課職員が運転する庁有車が、品川区八潮五丁目1番先の路上を走行中に、安全確認を怠り、右側から後進してきた乗用車に接触し、同車の右後部サイドパネル等を破損させたものでございます。なお、本件につきまして、人的な被害はございませんでした。

本事故は、区に過失がございまして、車両の修理費として4万1,690円を損害賠償いたしました。相手方につきましては、お手元の資料に記載のとおりでございます。

今後このような事故がないよう、車両の安全運行につきまして徹底指導してまいります。大変申し訳ございませんでした。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 専決処分の報告について（報告第2号）

○西村委員長

次に、(2)専決処分の報告について（報告第2号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○平原地域活動課長

続きまして、報告第2号、損害賠償額の決定についてご報告させていただきたいと思っております。

本件につきましても、先ほどの報告第1号と同様に、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、庁有車運転中に起きた物件への接触事故に伴う損害賠償額の決定につきまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へ報告させていただくものでございます。

本件事故の概要でございます。令和7年10月20日、荏原第二地域センター職員が運転する庁有車が、品川区旗の台六丁目23番先の路上で後進した際、左後方の安全確認を怠り、民家の雨どいに接触し、その一部を破損したものでございます。本事故につきましては、区に過失がございまして、その修理費として11万5,500円を損害賠償いたしました。相手方につきましては、お手元に記載のとおりでございます。

先ほどの件と併せまして、このような事故が今後起こらないよう、車両の安全運行について徹底指導してまいります。こちらにつきましても大変申し訳ございませんでした。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和7年国勢調査について

○西村委員長

次に、(3)令和7年国勢調査についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○平原地域活動課長

それでは私から、令和7年国勢調査についてご説明、ご報告申し上げます。

本件につきましては、昨年7月1日の本委員会におきまして、実施の報告をさせていただいたところでございますが、今回はその実施結果について報告させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料をご覧ください。まず1つ目、調査の概要でございます。

(1)の調査の時期は、令和7年10月1日を基準日として実施いたしました。

その下、調査の対象でございますけれども、こちらは資料にありますとおり、調査時において国内に常住する全ての人を対象に実施したものでございます。

その下、(3)でございます。調査事項でございますが、今回の調査につきましては17項目で、世帯員に関する事項が13項目、世帯に関する事項が4項目でございます。

次に、その下、2の調査対象の概数でございます。こちらにつきましては、現時点で速報値の集計がまだされておりませんので、参考として、住民基本台帳の数値を掲載させていただきました。調査基準日で人口41万5,696人、世帯24万899世帯となっております。なお、こちらにつきましては、外国人、外国人世帯を含む数値でございます。

その下、3番、調査区数でございますが、今回の調査につきましては、3,957調査区でございます。

4番の国勢調査員の数でございますが、今回の調査におきましては2,040人で、それぞれ調査区を受け持っていただき、調査をお願いしたものでございます。なお、2,040人のうち、町会・自治会からご推薦をいただいた方は1,747人で、全体で85%を超える割合で町会・自治会からご協力をいただいたところでございます。

次に、区に調査員として登録している、いわゆる登録調査員、また、過去に登録していたことのある元調査員でございますが、その方々が138人となっております。以下、資料に記載のとおりでございます。

次に、調査の主な日程でございます。まず、調査員事務説明会を8月17日から9月10日に行い、その後、調査員の方には、調査区域の確認と調査書類の作成を9月19日までに行っていただきました。区域確認で把握できた世帯では、9月20日から30日の間で調査書類を配付させていただいたところでございます。調査回答の時期は異なりますが、インターネット、紙の調査票、それぞれ10月8日を期限に回答をいただいたものでございます。また、⑥と⑦にありますように、回答締切りの前と後に回答を促すためのチラシなどを配付することで、調査の協力をお願いしたところでございます。10月下旬になりまして、調査員から区に調査関係書類を提出いただき、一連の調査が終了となったところでございます。

最後に、6、調査結果の公表予定でございます。令和8年5月に人口速報集計、今年9月に人口等基本集計が予定されておりまして、この9月の公表で国勢調査における人口と世帯数が確定されることとなります。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

○この委員

少し様子を伺いたいのですけれども、毎回この国勢調査のときに、調査員の方が訪問をし、手渡しあるいは接触をするというところのご苦勞のお話がよく出ますが、今回はどんな状況だったのでしょうか。

また、住民基本台帳上というところで配付なり接触を図るという形になってはいますが、住民基本台帳上には記載されているけれども、住民票を異動していない人などがままいるかと思いますが、そうした方への対応というのはどのようにしていたのでしょうか。まず、この2点を教えてください。

○平原地域活動課長

委員ご指摘のとおり、接触については苦労があるということは毎回聞いているところでございますけれども、前回の令和2年の国勢調査の時点で、その課題が強く認識されまして、若干緩和がされて、例えば一例でございますけれども、2回接触を試みてお留守だったときには投函でいいとか、あるいは接触困難で、かつ居住確認ができているところについては、最初からポスティングでよいなどの対応が今回から取られているところでございます。

また、回答につきましても、今までと違ってインターネットがかなり回答しやすくなりましたので、回収するといったところでも、どちらかというインターネットのほうに軸足が移ってきているところでございます。また、品川区ではないのですけれども、今回試行的に完全郵送化というところを4つの自治体で国が取り組んだところでございまして、今後その結果が出てくるかなと思いますけれども、接触到苦労されているという声は、今回も調査員の反省会をやったときにも直接お聞きしたところでございますが、そういったところの改善につながっていくものと期待しているところでございます。

続きまして、住基上の住民票はあるけれども実際に住んでいないという方なのですが、こちらは国勢調査につきましては、住民基本台帳上のものを基礎として行っていくのですけれども、全ての方を対象としていますので、住民票があるけれどもいない方につきましては、逆に国勢調査上はいないという形になります。実際にいらっしゃるところで国勢調査が行われる形なので、逆のことを言うと、品川区に住民票はないけれどもお住まいになっている、いわゆる住登外と呼ばれている方とかは、国勢調査の対象ということで、全てのところで、この部屋は住んでいる方がいらっしゃるとか、そういうことを調べて調査を行っていくといったものでございます。

○こんの委員

大分ご苦労というか、ご負担を軽減するような対策が取られて、5年前よりもそうした対策で、そうすると大分ご負担は軽くしてこられたのかなと思うと、今後も5年ごとに続きますので、調査員の方はどうしても人手が必要といったところなので、そうしたご負担を緩和できる対策がどんどん進むといいなと思います。また、モデル実施なののでしょうか、実証実験されたのでしょうか、全郵送といったところを今後すれば、もっとこうした調査への人手確保といったところも、区としても緩和できるのかなと、今このお話を聞いていて思いました。

いずれにしても、まだまだ人手が必要なこの調査なので、いかに国の調査といえども、実施は各自治体になってくるので、そうしたところをこれからも、今回のいろいろな皆さんが気づいた点だとか、ご負担だとかというところを、5年後のことにも活かしていただきながら進めていただきたいと思います。

○西村委員長

ほかによろしいですか。

○こしば委員

今回の国勢調査に携わった方が2,040人いるとのことでございますけれども、その大半が町会・自治会の推薦者というところで、どこも町会・自治会の中で、それぞれの調査区に割り当てる人数の確保に多分ご苦労されているところだと思います。1人で複数区、3区4区持っている方もいますし、そういう中で、また5年後、国勢調査をするに当たって、今、町会・自治会の役員がどんどん減ってきて

いる中で、このままいくと多分、推薦者の数というのはなかなか確保することが困難になってくると思うのですが、今回は公募などというのが62人おりましたが、この公募というのは、ある程度枠があらかじめ決まっているものなのか、それとも町会・自治会の推薦者の数によって、公募の割合が増えていくものなのか、どのような仕組みなのか教えてもらえますか。

○平原地域活動課長

まず、町会・自治会からご推薦いただいているといったところの問題点は、こちらでも把握しているところがございますが、やはり地域という点では、町会・自治会からご推薦いただく方が一番地域をお知りになっているということと、個人情報に携わっていくという中では、信頼度が極めて高いといったところで、ご苦労されているということはあるかと思うのですが、なるべく軽減するような手だてを取りながら、引き続きこういったところではご協力を求めている形で丁寧にご説明してまいりたいと思っております。

また、公募の枠という関係でございますけれども、必ずしも厳密な枠というものはございませんが、調査区数が確定した段階で、その調査区に対して何人ぐらいの調査員が必要になってくるかというのが出てきますので、先ほど委員からも、1人複数調査区というお話がございましたけれども、極端にいくと調査区イコール調査員の数となりますと、1人1つという形になっていくのですが、そういった中でおのずと決まっていくのかなと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、調査員を多く確保できることで、調査自体がスムーズに進むこととなりますので、そういったところにつきましては、町会推薦あるいは公募等を含めて、様々こちらでも努力してまいりたいと考えてございます。

○こしば委員

町会・自治会でも、高齢化が進んでくることで、実際に歩いて回るわけですから、大変困難なところもあるかもしれないですが、その一方で、町会・自治会から、逆に会員以外の方にも、声かけができるのだよとか、そういったものを区から発信をしていただくことで、町会・自治会の一つの活性化につながるかどうか分かりませんが、そのつながりが広がってくることは確かだと思いますので、その辺りも柔軟に対策を考えていただいて、5年後に備えていただければと思います。

○西村委員長

ほかによろしいですか。

○高橋（伸）委員

調査員なのですが、先ほども課長がおっしゃっていたけれども、町会・自治会の推薦者というのは、私はやはり地元を知っておられるから、一番適任だと思っております。けれども、これから結構高齢者が多い、なかなか成り手という部分でいうと、201の町会・自治会も本当に皆さんご苦労している中で、選出していただいてやっていただくというのは、本当にいろいろご苦労もあるかと思っておりますので、これは感謝申し上げたいと思っております。

そこで、また改めて、タワーマンション。資料にマンション管理人、施設管理者と記載ありますが、タワーマンションの方たちの取扱いというのを改めてお聞きしたいと思います。

○平原地域活動課長

タワーマンションといいましょうか、集合住宅全般、同じことなのですが、そこに住んでいるかどうかといったところを、まずご協力いただけるような体制になっているかどうかというのが、一つ大きなポイントでございます。管理会社あるいは管理人の方にご協力いただける場所であると、どの

部屋が住んでいて、どの部屋が住んでいないということが確定できるので、訪問するなり、あるいは投函するなりというのが簡単にできるのですが、ご協力が得られない場合には、実際には調査をかけて、その上で投函という形になります。

先ほど言いました接触困難で居住確認が困難なときには、接触しないでそのまま投函ということもできますので、そういう軽減措置などを取りながらやっていくという形になりますが、いずれにしましても、まずは管理会社、管理人等々の方にご協力いただくということがベースになりますので、そういった方々にしっかりと説明していくというのが基本でございます。

タワーマンションの方だからといって、調査対象外だとか、そういったことは全くございません。お住まいの形態には全く関わりなく調査対象でございます。

○高橋（伸）委員

あえて私が今、タワーマンションと申し上げたというのは、先ほど国の調査を試験的にやっているというご説明がありました。タワーマンションの居住者に限定した調査も、国はやっているのです。たしか水戸市と宇都宮市だったかに限定して試験的に調査を依頼して、郵送配布方式というのをやって、この調査結果を、5年後を見据えた結果がいつ出るのか分からないけれども、そういうやり方をやっていただくというのが、タワーマンションに限って言うと一番適切なのかなと思ったので、あえてタワーマンションという言葉を使わせていただいたのだけれども、そういった意味で、集合住宅を含めて、管理人の方たちもすごく大変だと思うのですが、タワーマンションに限って言うと、そういう手法が一番好ましいと私は思うのです。

なので、ぜひ、これは区には求められないことなのだけれども、その調査結果を踏まえて、いろいろ今後も検討していただきたいと思います。これは要望をお願いします。

○西村委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 品川ソーシャルイノベーションアクセラレーター デモデイの開催について

○西村委員長

次に、(4)品川ソーシャルイノベーションアクセラレーター デモデイの開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

それでは私から、品川ソーシャルイノベーションアクセラレーター デモデイの開催についてご説明申し上げます。

まず、品川ソーシャルイノベーションアクセラレーターについてです。この事業は、令和2年度より実施している事業でございます。

事業概要です。こちらはスタートアップに向けて、事業手法・マインド醸成に寄与するセミナーの開催や、事業計画を個別に支援する機会を提供するものです。

プログラムの内容としては、主に3点ございます。1点目は、いわゆる知識やノウハウの共有を図る講義を、参加必須の回が6回、参加任意の回が5回、計11回の講義を実施しております。2点目が、専門家によるメンタリングによるビジネスプランの強化です。3点目がDemoday、いわゆる成果報告会によるビジネス支援でございます。

対象者としましては、ITを活用して社会課題の解決に取り組む、創業後おおむね5年以内のスタートアップでございます。

今年度の採択企業は20社ございまして、申込みは32社ございました。この中から審査を行って、採択者を決めたとところでございます。

このアクセラレーターのスケジュールとしましては、9月5日にキックオフを行いまして、約半年間、皆さん研修を行っていただきました。その成果として、3月13日金曜日に発表を行うといったものになります。

次に、2、デモデイ（成果報告会）についてでございます。

日時は令和8年3月13日午後5時から9時まで、五反田産業文化施設で行います。おおよその予定としては、5時から7時まで2時間をビジネスプランの発表、最後の1時間を交流・マッチングの場と考えております。

プログラムとしては、今述べたとおりでございます。これまでは来場者、例えばVCですとか金融機関を事務局でお呼びするクローズの会だったのですけれども、より広い方をお呼びしたほうが、スタートアップにとって、よりビジネスチャンスが広がるのではないかということで、今年度から公開して実施させていただくことにした次第でございます。

申込みにつきましては、こちらの資料にある問合せ先にお問い合わせいただくか、もしくは別添にお配りしたチラシの下に、資料を作成した段階ではホームページが公開していなかったため、QRコードが斜線になっているのですけれども、現段階で、この品川ソーシャルアクセラレータープログラムの検索をしていただきますと、インターネットからも申込みが可能ですので、そちらから申込みをいただいても構いませんので、委員の皆様におかれましても、よろしければご参加のほどよろしくお願いいたします。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○この委員

令和2年から始まったといったところで、そうすると、毎年やっていらっしゃるのでしょうかね。

まず、すみません、私もこうしたことが開催されているということは、今回の区民委員会で知ったわけなのですけれども、この事業実施の経緯、背景、こういうものが必要だ、こういうものやっぺいこう、スタートアップが必要だという背景を、参考までに伺いたいといったところ、2点目が、32社応募があって、選定されて20社といったところで、この20社の根拠はどうかということと、3点目が、スケジュールのプログラムなのですけれども、参考までに伺いたいのですが、研修6回とその他パートナー企業との交流会等と書いてある。具体的にはどういった取組をされているのかといったところ、この3点の状況を教えてください。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

3点のご質問についてご回答申し上げます。

まず1点目、経緯・背景についてでございます。これまで区は、いわゆる創業を目指す方への個別相談ですとか、セミナーは実施してきたところでございます。しかしながら、近年、いわゆるスタートアップとって、短期間で事業成長を目指す起業家が増えてまいりました。また、五反田バレーという言葉があるように、五反田・大崎地区にはIT、情報通信業の方が集積しているといったところがございます。そういったところで、情報通信業でスタートアップを目指す方に特化した支援が必要なのでは

ないかといったところで、令和2年度にこのプログラムを実施させていただいたところでございます。

2点目、20社選定の根拠でございます。まず1点目は、きめ細かいメンタリングを用意しております。こういったところで、メンタリングをきめ細やかに対応させていただける制限が、おおよそ20社ということ。それから、デモデイを行うのですけれども、こちらはピッチと、いわゆるフィードバックなどもございますので、そういった時間の関係なども踏まえて、最大値という形で決定させていただいたところでございます。

3点目、スケジュールについてでございますけれども、先ほど申し上げた6回の必修研修というものが、基本的に座学で、いわゆる広報のことですとか、スタートアップが事業を進めていくためにはどういった心構え、どういったマインドセットを行わなくてはいけないのかといったところを実施しております。委員おっしゃった交流会等というのは、このプログラムは21のパートナー企業がございます。その中には、事業会社ですとか金融機関がございまして、そういうパートナー企業と接触して、パートナー企業と協業するとか、資金繰りをする、そういった機会を提供しているものでございます。

○この委員

いわゆる情報通信、IT関係のお仕事は、本当にどんどん今伸びているといったところなので、そこへ起業したい方というのも増えている。そうした背景で、より一層成長ができるような、そうした支援の一つだと理解しました。非常に大事だと思います。

少し話が広がるのですが、情報通信はこういうものがあるのですが、そうではない業種のところでのスタートアップという支援もされていると思うのですけれども、一つのやり方として、研修を受ける、座学を専門的に受けていく、そして報告をしていく、成長を見守るといった一つのやり方というか、方向などというのは、ほかの業種でも非常に大事というか、これからの企業を育てていく中には、今、賃金アップといったところが、国でもなかなか支援し切れていないといったところもあるので、そういったところに成長がつながるといったところの支援にも、一つなっていくものと捉えていきたいなと思うと、ぜひほかの業種にもこのようなことが広がっていくといいなというのを感じました。いかがでしょうか。

あと、20社といったところは、無制限にするというのはなかなか難しいのと、座学でのところも、交流会というところも、小単位で交流をするというのは非常に意見も出しやすいし、といったところを考えると、一定の人数の制限といったところはあるでしょうけれども、こうしたところで企業数は分かりました。ただ、12社が漏れてしまった、この方たちの成長もどこかでフォローできるといいのかなと。それはどのようにされていくのかなというのが少し気になりました。

その2点を、何か感想なり、現状を教えてくださいたいです。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

IT業界以外の方への支援といったところでございます。まず、品川区では、SHIP、西大井創業支援センター、それから武蔵小山創業支援センター、こちらの3施設で各種セミナーを行っております。IT業界以外の方々については、起業塾というセミナーを実施しているところです。また、入居企業の方については、月1、IMといって、インキュベーションマネージャーという伴走支援をする専門家を配置しておりますので、そういった者たちが毎月、個別相談に応じているといったところでございます。

これからの予算編成で審議いただくところでございますけれども、来年度はそういったITではない業種の方への支援についても、より強化していくことを検討しているところでございます。

2点目、落選してしまった方へのフォローについてでございますけれども、このプログラムは品川区外の方も対象にしている、品川区で行く行くは創業したい、もしくは登記したいという方を対象にして

います。ですので、そういった方々に向けて品川区の施策をご案内して、引き続き品川区ではこういう施策を展開しているの、よろしければ活用してくださいというような、そういったご案内をしているところがございます。それから、さっき申し上げた3施設の入居も、ご検討くださいという形でご案内しているところがございます。

○こんの委員

ほかの業種に対しても、様々やってくださっているということが分かりましたし、また、残念ながらスタートアップの研修に漏れてしまった企業へのことも状況が分かりましたので、引き続き、創業支援に限らず、今走っている企業へのフォローも対応も、ぜひこれからもよろしくお願いいたします。

○西村委員長

それでは、よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○西村委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、区民委員会に関わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。なお、本会議での質問の繰り返にならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたらご発言願います。

よろしいですか。

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

サイドブックの資料をご覧ください。3月7日・8日に、「羽ばたけ！ アントレーヌ」という女性起業家のためのテストマーケティングイベントを行いますので、そちらのお知らせになります。

こちらは、行政が行うテストマーケティングでは、首都圏では最大級の規模でございまして、令和6年度は739名が来場したものでございます。24名の女性起業家が出店しまして、11月からこの方々は区の支援を受け、準備をしてきたところでございます。当日はどの店舗がよかったのか、専門家の視点と、それから来場者の視点で審査をし、優秀者は8日の夕方に表彰するといったことも実施いたします。

また、資料の2ページ目をご覧くださいのすけれども、イベントは一般区民の来場を促すために、商店街ですとか地域サークルなどとコラボし、イベントを盛り上げてまいります。

また資料の1ページ目に戻っていただきたいのすけれども、こちらの来場については予約は不要なのですが、もし事前登録をしていただきますと、会場で使える金券などが当たる抽せん会に参加できますので、こういったものもぜひご参加ください。スクエア荏原のイベントホールで開催するものとなります。よろしくお願いいたします。

○西村委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

よろしいですか。

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

○守屋スポーツ推進課長

それでは私から、親子でジュニアスポーツフェスタの開催についてご案内させていただきます。サイドボックス3、その他、「親子でジュニアスポーツフェスタ2026」のチラシをご覧いただければと思います。

こちらの目的ですが、新年度に向けまして、子どもたちが様々な種類のスポーツを体験し、楽しむことで、好きなスポーツを見つけてスポーツに親しむきっかけとなるようにということで開催するものでございます。会場は品川区立総合体育館で、3月22日日曜日の10時から17時まで行います。

内容に関しましては、詳細はチラシに記載のとおりでございますが、事前申込み制のものや、当日の自由参加のものなど、多数ご用意しております。

周知方法でございますが、こちらのチラシを各小学校などへ配付するとともに、広報しながわやSNSなどで実施してまいります。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○この委員

確認ですが、事前申込みということは、定員などがあるのでしょうか。その辺りを伺いたいと思います。

○守屋スポーツ推進課長

大変細かくて申し訳ないですが、チラシの2ページ目のところに、事前申込み制のところは青く記載されております。ここに定員数を書かせていただいております。教室形式ですので、人数自体は小規模なものから若干多いものまで、千差万別という形になっております。

○西村委員長

よろしいですか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前10時57分閉会